

必須の教育内容50項目に対応した
日本語教員養成課程等の確認の
ための審査要項
(追加公募用)

令和6年3月
文化庁国語課

【はじめに】

本審査要項は、登録日本語教員の登録に係る経過措置の対象となる、必須の教育内容50項目に対応した¹大学等の日本語教員養成課程及び専門学校等の日本語教員養成研修（以下「日本語教員養成課程等」という。）の確認を行うための審査の基準や手続き等を定めるものである。

I. 登録日本語教員の概要等

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号。以下「法」という。）に基づき、令和6年4月1日より、日本語教育機関の認定制度と、認定された機関において日本語教育課程を担当する登録日本語教員の制度が始まる予定。
- 登録日本語教員の登録を受けるためには、日本語教員試験に合格し、実践研修を修了する必要があることとしている。（法第17条第1項）。
- これに関し、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（案）において、令和15年3月31日までの間、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認める等一定の要件を満たす日本語教員養成課程等を修了し、学士、修士又は博士の学位を有する者は、日本語教員試験の基礎試験を免除するとともに、実践研修を修了したとみなすことが定められる予定。
- このため、文化庁では、本措置の対象となり得る日本語教員養成課程等を公募し、最新の知見を踏まえたものとして、必須の教育内容50項目に対応したものであること等について確認を行い、確認された課程等をその実施期間と共に示すこととする。

¹文化審議会国語分科会が平成31年3月4日に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」において示された「日本語教師【養成】における教育内容」に掲げられた必須の教育内容

II. 必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等の要件等

- 本要項に基づき申請のあった日本語教員養成課程等は、有識者の審査を経て文化庁において必須の教育内容50項目に対応したものであること等について確認を行う。
- 審査は、以下の確認事項について確認できる情報を基に実施することとする。

[審査基準]

- (1) 文化審議会国語分科会が平成31年3月4日に取りまとめた「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」において示された「日本語教師【養成】における教育内容」に掲げられた必須の教育内容を全て含むものであること。
 - (2) 平成31年3月4日以降の期間に実施されたものであること。
 - (3) 大学等の日本語教育養成課程については26単位以上、専門学校等の日本語教員養成研修については420単位時間以上のものであること。
 - (4) 大学等の日本語教育養成課程については1単位以上、専門学校等の日本語教員養成研修については45単位時間以上の教育実習を含むものであること。
 - (5) 大学等の日本語教育養成課程については6単位以上、専門学校等の日本語教員養成研修については120単位時間以上の面接による授業等又はメディア（同時双方向性が確立している場合に限る。）を利用して行う授業等を含むものであること。
- 上記について、申請のあった日本語教員養成課程等の実施期間における最初の課程等についての資料に基づき、申請のあった実施期間について経過措置の対象となることを確認することとする。

III. 申請に必要な手続き

(1) 受付期間

申請の受付期間は令和6年4月1日から令和6年5月13日までとする。

(2) 申請の提出先

下記のメールアドレスに提出することとする。

【提出先】

文部科学省総合教育政策局日本語教育課

メールアドレス：nihongo@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線2343）

※提出する際のメールは件名を「必須の教育内容50項目に対応した日本語教員養成課程等の確認申請（機関名）」とすること。

※提出から1週間が経過しても文部科学省から受信確認のメールが無い場合は、確認の電話をすること。

(3) 申請に必要な書類

申請に当たっては、次の書類を提出することとする。

〔提出書類〕

- ① 申請書（様式1）
- ② 申請機関の概要等（様式2）
- ③ 開設科目一覧（様式3）
- ④ 科目の内容（シラバス）（様式4-1（大学等の養成課程）、様式4-2（専門学校等の養成研修））
- ⑤ 科目の履修方法について（様式5）

(4) 留意点

- 各様式は、様式内に記載された記入要領に従って作成すること。
- 提出書類は様式毎にPDFファイルにすること。
- 提出書類③～⑤は、確認を受けようとする期間における最初の課程等についてのものとする。
- 同一の課程等について、「平成12年報告に対応した日本語教員養成課程等の確認のための審査要項」に基づく申請についても、本申請と実施期間を重複して申請することができる。

参照条文

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（抄）

（認定日本語教育機関の教員）

第七条 認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する教員は、第十七条第一項の登録を受けた者でなければならない

（登録）

第十七条 日本語教員試験（日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う試験をいう。以下この章において同じ。）に合格し、かつ、実践研修（認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修をいう。以下この章において同じ。）を修了した者は、文部科学大臣の登録を受けることができる。

2～5 （略）

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（案）（抄）

附 則

（試験に関する経過措置）

第三条 令和十五年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、基礎試験を免除する。

- 一 第六十六条第一項各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものについての三百七十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者
- 二 大学（外国の大学を含む。）において、第六十六条第一項各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものの単位を合わせて二十五単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

2・3 （略）

（実践研修に関する経過措置）

第四条 （略）

2 令和十五年三月三十一日までの間、次の各号のいずれかに該当する者は、法第十七条第一項の規定の適用については、実践研修を修了した者とみなす。

- 一 第二十七条各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものについての四十五単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者
- 二 大学（外国の大学を含む。第四項第二号において同じ。）において、第二十七条各号に掲げる科目であって、文部科学大臣が最新の知見を踏まえたものと認めるものの単位を一単位以上修得し、かつ、学士、修士又は博士の学位を有する者

3・4 （略）